

奈良県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第四十六号

奈良県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第六号及び第二十四条第一項第六号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。